

1学期の進路だよりでは、福祉事業所の事業形態や各区の福祉施設決定までの流れをご紹介しました。今回は、企業就労の流れをご紹介いたします。

企業就労の流れ

地方公共団体、民間企業などが労働者を雇い入れる場合には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）に定める法定雇用率を上回る障害者を雇用しなければならないとされています。昨年度、法定雇用率は2.3%に引き上げられました。東京都の最低賃金についても、今年度10月1日より1072円と31円の大幅アップとなっています。

本校生徒の就職先決定にあたっては、現場実習（授業の一環）を通して、生徒は企業を、企業は生徒をお互いよく知ってもらうようにしています。



①**求職登録**：3年生の企業就労希望者が夏季休業中にハローワーク池袋で行いました。

希望の職種や勤務形態などをハローワークの職員との面談を通して伝えます。

また、重度知的障害者判定（※）の申し込みも行います。

②**求人票の発行**：企業が練馬特別支援学校の生徒のための求人票をハローワークへ提出します。

（一般の障害者用の求人票の場合もあります）

③**求人票の内容確認・応募**：企業が発行した求人票の内容（雇用形態や勤務時間、休日など）を確認し、採用選考への応募をします。

④**採用選考**：面接や筆記試験など、応募する企業によって異なります。

⑤**内定通知**：採用選考の結果が届きます。

⑥**雇用契約の取り交わし**：最終的に卒業後の勤務について、雇用契約等を取り交わします。

上記のような流れで、就職が決まっていきます。ハローワークを通して就職が決まることで、企業側は障害者雇用納付金制度・障害者雇用率制度等を利用することができます。

※重度知的障害者判定について

愛の手帳の判定とは異なるもので、ハローワークを通じて就職する際に、雇用対策上の重度知的障害者か否かを判断するためのものです。愛の手帳3度あるいは4度の方が対象となります。愛の手帳1度、2度の方は、愛の手帳の判定のみで重度知的障害者として手続きができます。